

# 観明寺永代供養墓使用規約

平成 29 年 4 月現在

## 第 1 条（名称）（規約）

宗教法人玉崎山観明寺が設置する永代供養墓を「観明寺永代供養墓」と称します。

「観明寺永代供養墓」を使用される方は、この規約に同意のうえ使用承諾証の交付を受けて下さい。

## 第 2 条（使用目的）

「観明寺永代供養墓」は人間の焼骨を埋葬(納骨)の用に供する目的以外には使用できません。

## 第 3 条（管理運営）

「観明寺永代供養墓」は宗教法人玉崎山観明寺が管理運営するものとします。

## 第 4 条（使用資格）

- ① 「観明寺永代供養墓」は玉崎山観明寺の檀信徒に限らず、使用手続きの完了した方が使用できます。過去の宗派にはこだわりません。
- ② 使用者死亡後に他者による契約の場合は、代理者とします。

## 第 5 条（使用承諾証の交付）

- ① 「観明寺永代供養墓」を使用する方は、使用申込書、使用規約同意書に記入捺印のうえ世帯全体の住民票、または戸籍謄本 1 通を添え、永代供養料を納入し使用承諾書の交付を受けて下さい。
- ② 「観明寺永代供養墓」の使用承諾証は、使用者本人にのみ有効であり、譲渡、転貸することはできません。
- ③ 使用申込書の記載に変更のある場合は、速やかに訂正届けを出してください。

## 第 6 条（埋葬及び改葬骨の手続き）

「観明寺永代供養墓」に遺骨、または改葬骨を埋葬(納骨)される場合は、所轄官庁の発行する埋(改)葬許可証に、「観明寺永代供養墓」の使用承諾証を添えて管理者に事前に提出し、許可を得て下さい。

## 第 7 条（納骨の方法）

納骨された遺骨は、納骨時に合葬する方法と、17 年間骨壺で安置しその後合葬する方

法と、33年間骨壺で安置しその後合葬する個人区画があります。また、安置の場合は、更新することもできます。申込者は契約時にいずれかの方法を選択できます。骨壺で安置した後に合葬する場合については、現行法律では遺骨の祭祀者は管理宗教法人となる必要があるため、管理寺院が祭祀者として行います。

#### 第8条（永代供養と期間）

- ① 納骨された時から、納骨者名を過去帳に記録し供養します。
- ② 供養は春秋の彼岸、及びお盆の年3回、玉崎山観明寺の法儀により墓前法要をします。
- ③ 供養期間は納骨時から寺の存続する限り行います。
- ④ 年忌法要は契約時、及び縁者の要望を受けて行います。（供養料は別途必要）

#### 第9条（遺骨の返還）

- ① 納骨時に合葬された遺骨の返還はできません。
- ② 骨壺の状態で安置されている遺骨は、返還請求者との法的整合性があり、かつ正当な理由がある場合は返還に応じます。

#### 第10条（納入金の返還）

納入された永代供養料及び諸費は、原則として理由のいかんにかかわらず返還しません。

#### 第11条（埋葬納骨）者の制限

「観明寺永代供養墓」を使用できるのは、契約者本人だけです。

#### 第12条（使用資格の喪失）

- ① 使用者が本契約に違反したとき。
- ② 使用者が申込時に虚偽の申請をしたとき。
- ③ 使用者本人より申し出のあったとき。

#### 第13条（使用資格喪失時の扱い）

- ① 使用資格を喪失した時は、管理者に返還届けを提出し、使用承諾証を返還して下さい。
- ② 理由のいかんにかかわらず、永代供養料及び諸費の返還はしません。

#### 第14条（不可抗力による事故の責任）

天変地異による不可抗力による被害については、管理者は一切の責任を負いません。

第 15 条（規約に定めない事項）

本規約に定めない場合は、法的に定めることによるほか、その都度管理者が勘案して決めます。

第 17 条（規約の改訂等）

現行の法律が改正された場合、本契約も改正されることもあります。